

墨田区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
（園路及び広場） 第3条 〔略〕 2 高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び<u>令第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。 3～5 〔略〕 （野外劇場及び野外音楽堂） 第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、次に掲げる基準に適合させるものとする。 (1) 〔略〕 (2) 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧の場所（以下「車椅子使用者用観覧場所」という。）及び第4号の便所との間に設ける通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。 ア～オ 〔略〕 カ 高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び<u>令第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 (3)・(4) 〔略〕 2 〔略〕	〔同左〕 第3条 〔略〕 2 高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び<u>令第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。 3～5 〔略〕 〔同左〕 第6条 〔同左〕 (1) 〔略〕 (2) 〔同左〕 ア～オ 〔略〕 カ 高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び<u>令第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 (3)・(4) 〔略〕 2 〔略〕

付 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
(劇場等の客席)	
<u>第１５条</u> 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第１９条第１項第１号において同じ。）を設けなければならない。	[新設]
(1) 当該客席に設ける座席の数が４００以下の場合 ２	
(2) 当該客席に設ける座席の数が４００を超える場合 当該座席の数に２００分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	
<u>第１６条～第２１条</u> 〔略〕 （案内設備までの経路）	<u>第１５条～第２０条</u> 〔略〕 〔同左〕
<u>第２２条</u> 〔略〕	<u>第２１条</u> 〔略〕
２ 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。	２ 〔同左〕
(1) 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせ敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。	
(2) 〔略〕	

【施行日】 令和7年6月1日